

EFRAG との会議の概要

ASBJ 常勤委員 関口 智和
専門研究員 田野 雄一

1. はじめに

2014年1月21日と22日に、企業会計基準委員会（ASBJ）と欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）との会合が東京にて開催された。ASBJは、会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）会議の機会等を利用して、これまでも非公式にEFRAGとの情報交換・意見交換を行ってきたが、今回の会議は、十分な時間をとって対面にて議論を行うことで、各々で進められている国際財務報告基準（IFRS）のエンドースメントの動向や国際会計基準審議会（IASB）で進められている主要なプロジェクトに対する見解について理解を深めることを目的としたものである。

ASBJからは西川委員長をはじめとする委員及び研究員が参加したほか、EFRAGからはFrançoise Flores議長が来日するとともに、テクニカル・ディレクターのPieter Dekker氏が電話会議を通じて参加した。また、個別のセッションには、EFRAGから担当スタッフも参加した。本稿において、会議における議論の概要についてご紹介させていただく。

2. IFRS のエンドースメント等について

欧州では、2013年12月にIFRSに対する欧州連合（EU）の貢献を強化するミッションに関する報告書（EU委員であるMichel Barnier氏の特別アドバイザーであるPhilippe Maystadt氏¹による報告書）が公表されている。当該報告書は、①欧州の見解が、首尾一貫して説得力があり、かつ適時な方法で示されるようにすること、②IFRSが欧州の関係者に受け入れられるようにすること、③欧州のエンドースメント・プロセスに変更が必要か否かを検証することを主な目的としたものである。本報告書に記載されている主要な提言について、先方からされた主な説明内容は次のとおり。

- EUのIFRSに関する方針（IFRSの採用を続ける）を確認する。
- 現行のエンドースメント・プロセス（基準ごとに、採用または却下を決定する）を維持する。
- IFRSは経済成長や金融の安定を阻害すべきではない旨を明らかにする。
- EFRAGを役割を拡大する方向で改組し、欧州関係者の見解を十分に代表する包括的な機

1 Philippe Maystadt氏は、ベルギーの元財務相、欧州投資銀行の総裁等を歴任。

関とする。具体的には、より早期の段階から会計基準の開発に関与するとともに、テクニカル面以外についても適切な助言を行えるようEFRAGの役割を広げることが想定されている。

- EFRAGの意思決定のあり方について、コンセンサス・ベースの方法を採用する。
- EFRAGと会計規制委員会（ARC）及び欧州議会との関係を改善する。

3. IASBで進められている主要なプロジェクトについて

IASBで進められている主要プロジェクト（概念フレームワーク、金融商品、リース、保険契約）について意見交換が行われた。

(1) 概念フレームワーク

概念フレームワークについては、IASBが2013年7月にディスカッション・ペーパー「『財務報告に関する概念フレームワーク』の見直し」（以下「概念DP」という。）を公表している。今回の会議では、概念DPで示されたIASBの予備的見解に対するASBJ及びEFRAGの見解が紹介されたほか、EFRAG及び欧州の会計基準設定主体が2013年12月に公表したリサーチ・ペーパー「財務諸表における事業モデルの役割」に対する見解について議論が行われた。先方から示された主な見解は次のとおり。

(資産及び負債の認識)

- 概念フレームワークの認識規準において、すべてに蓋然性規準を維持すべきかどうかに関しては見解が分かれている。しかし、認識において蓋然性が重要な役割を果たしており、測定のみで不確実性に対処することに反対である点については見解が一致している。
- 蓋然性規準の閾値は、慎重性の観点から、資

産と負債とで異なるべきと考える。

(負債と資本の区分)

- 資本を資産と負債の残余とすべきというIASBの予備的な見解に同意する。
- 持分請求権について測定の見直しを行うべきというIASBの予備的見解については、すべての富の移転を正しく描写することにはならないほか、特に最残余の持分請求権を適切に表示することが困難であるため反対する。

(測定、純損益とその他の包括利益（OCI）)

- 測定に関するIASBの予備的見解に概ね賛成するが、どのように適切な測定基礎を選択するのか、どのような場合に財政状態計算書と純損益及びその他の包括利益の計算書とで異なる測定基礎を使用するのかについて追加的な検討が必要と考えている。
- 財務業績や純損益を定義すべきという見解は欧州でも広く共有されており、検討にあたっては、事業モデルの概念が有用かもしれない。リサイクリングについては概念DPの広いアプローチ（アプローチ2-B）を支持するが、概念フレームワークでOCI項目を限定すべきでない。
- 純損益とOCIの区分に関するASBJの提案は、信頼可能であり、合理的な提案として歓迎している。また、ASBJの提案で示されていた「不可逆な成果」という純損益の特性について必ずしも賛成しているわけではないが、ASBJの提案をさらに改善することにより、事業モデルに関するEFRAGの考え方も関連させることができるのではないかと考える。

(会計単位)

- 会計単位を概念フレームワークで精緻に定めることが困難なことは理解するが、財務報告において重要な役割を果たすため、基準開発時に検討すべき要素について示すべきである。

(事業モデル)

- 財務報告や会計基準の開発において事業モデルを考慮することが有用であると考えており、この点についてリサーチ・ペーパーを公表している。

(2) 金融商品

金融商品については、IASBがIFRS第9号「金融商品」の分類及び測定に関する限定的修正を進めているほか、金融資産の減損についても検討を進めている。今回の会議では、これらに関する最近のIASBにおける議論及び暫定決定について意見交換を実施した。先方から示された主な見解は次のとおり。

(分類及び測定)

- 第2の事業モデルの記述を追加するとともに、FVOCIの区分を導入しようとするIASBの暫定決定を支持しているが、EFRAGによる「長期投資の事業モデル」に関する提言内容が十分に反映されておらず、この点について満足していない。当該提言では、長期投資の事業モデルで保有される資産については、FVOCIの区分を持分証券や不動産等にまで拡大することを提案している。
- 契約上のキャッシュ・フロー（SPPIの要件）を基礎にした組込デリバティブの分離に関する要求事項を設けるべきではないか。

(減損)

- 米国財務会計基準審議会（FASB）が公開草案で提案したモデルと比較して、IASBが公開草案で提案した予想損失モデルは欧州関係者から概ね支持されている。
- IASBが公開草案で提案した「相対的モデル」については、貸出金等の組成時点から信用リスクのレベルを継続的に追跡しなければならず、運用上、必ずしも容易とはいえない。ただし、運用上の単純化により、実質的に絶対的アプローチと類似した方法で運用で

きるのではないか。

- リース債権に全期間の予想信用損失を認識しなければならないとしても、リース物件が担保となるため、影響は限定的ではないか。

(3) リース

リースについては、2013年にIASB/FASBから改訂公開草案「リース」が公表されており、2014年1月に行われたIASB/FASBの共同会議において、貸手の会計処理、借手の会計処理と少額リースの取扱いについて審議が行われている。今回の会議では、当該会議で提示されたIASB/FASBスタッフからの提案について意見交換を実施した。先方から示された主な見解は次のとおり。

- EFRAGは、リース会計の改善に向けたIASBの取組みを支持しており、借手の会計処理については改善が必要と考えている。EFRAGは、使用権モデルを支持しており、オンバランスとしたリース契約について使用権モデルを適用すべきと考えている。
- ただし、オンバランスすべきリース契約の範囲についてIASBが再公開草案で示した提案に同意していない。また、IASBの提案にはコスト・便益的に深刻な問題があり、その問題が解決されることが必要と考えている。この点について、重要性の扱いを含めてコストを抑制できるような簡便的な方法を開発することが必要と考えている。
- EFRAGは、会計処理モデルの簡素化について、関係者にアンケートを行うとともに、得られたフィードバックを可能であれば2014年3月のASAF会議で提示したいと考えている。

(4) 保険契約

保険契約については、2013年6月にIASBから改訂公開草案「保険契約」（以下「改訂公

開草案」という。)が公表されている。今回の会議では、改訂公開草案で示された提案に関連して、ASBJから日本と欧州の保険市場の違いを紹介した上で、次の3つの論点について意見交換を実施した。先方から示された主な見解は次のとおり。

(割引率の変動にかかる影響額の OCI における表示)

- 改訂公開草案では割引率の変動による保険契約負債への影響を OCI に表示することが提案されているが、EFRAG は、「負債主導の長期投資ビジネスモデル」に基づく会計処理を行うことを提案している。当該提案は、割引率の変動による保険契約負債への影響を OCI に表示することを支持するものの、当該表示方法は会計方針で選択できるようにすべきというものである。

(ミラーリング・アプローチ)

- 改訂公開草案では、資産の投資リターンと連動性の高い保険契約にかかる負債は、資産の帳簿価額を参照して(ミラーリング)測定することが提案されている。しかし、こうした保険負債の測定について特段の取扱いを設けるべきではなく、ミラーリング・アプローチは必要ないと考えている。

(契約上のサービス・マージンのアンロック)

- 改訂公開草案では、契約上のサービス・マージン(以下「CSM」という。)についてアンロックすることが提案されているが、リスク調整の変動は純損益に認識するのではなく、CSM のアンロックを行う対象とすべきと考えている。

4. その他の項目

(1) IFRS 第3号の適用後レビュー (PIR)

IASBにおいて進められている IFRS 第3号

「企業結合」の適用後レビューで検討対象とされている項目について、意見交換が行われた。先方からは、欧州関係者からこれまでに寄せられたフィードバックを踏まえると、特に段階取得、非支配持分のプット、ビジネスの定義等について関心を有しているという説明がされた。

また、適用後レビューと関連して、のれんの会計処理について意見交換が行われた。先方からは、のれんについては減損の認識時期が遅くなりがちであり、情報の利用価値が高いとはいえないという見解が欧州の利用者から寄せられているとの説明がされた。

(2) リサーチ活動

リサーチ活動の進め方についてそれぞれから説明が行われたほか、今後、取組みが必要なりサーチ項目について意見交換が行われた。

5. おわりに

最近、我が国において、IFRS のエンドースメントに関する取組みが進められていることもあり、IFRS のエンドースメントについて10年以上の経験を有する EFRAG の活動や見解について我が国の関係者からも高い関心が示されている。

今回の会議は、欧州における IFRS のエンドースメントのあり方について理解が深められたほか、IASB で進められている主要プロジェクトについて日欧の関係者の見解について理解が共有されたこともあり、有意義な会合になったと考えている。次回会合は、欧州で行うことを予定している。